

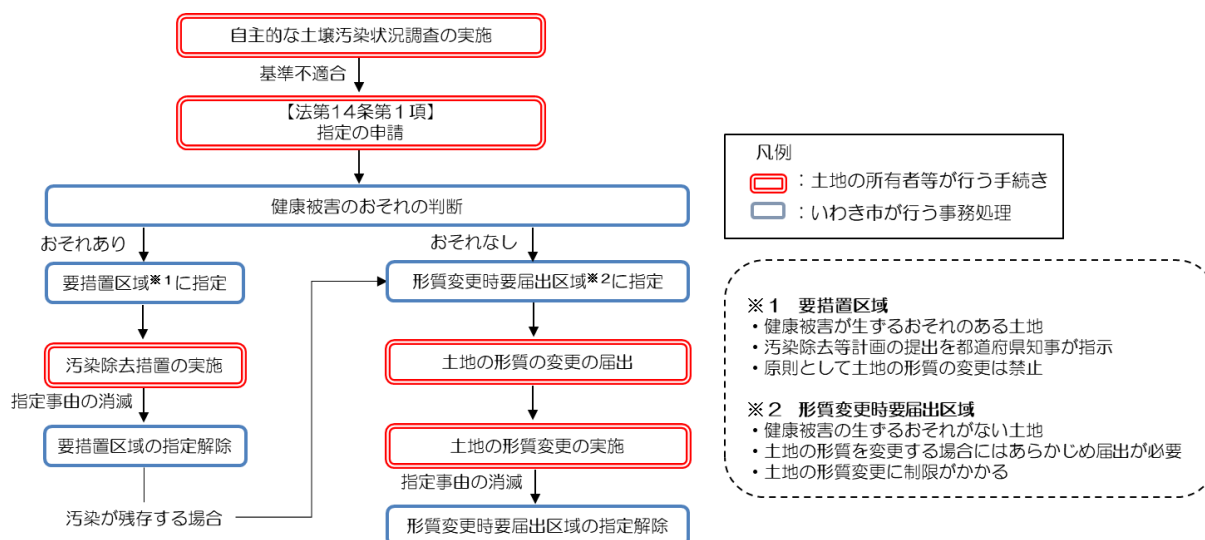
## 指定の申請の手続き（土壌汚染対策法第 14 条第 1 項）

土壌汚染対策法（以下「法」という。）は、「土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護する」ことを目的とし、平成 15 年 2 月 15 日に施行されました。

その後、平成 22 年 4 月 1 日に、法第 14 条の規定により、土地の所有者等が自主的に実施した土壌汚染の調査結果を用いること等で、法に定める要措置区域等への指定の申請を行うことができるようになりました。

### ○ 届出フロー図

法第 14 条の手続についてフロー図を示します。



### ① 指定の申請について

土地の所有者等は、当該土地の法に基づかない自主的な土壌汚染状況調査の結果、汚染が認められた場合は、汚染された土地として区域の指定を申請することができます。（法第 14 条第 1 項）

指定の申請は、法第 3 条第 1 項本文及び第 8 項、第 4 条第 3 項本文並びに第 5 条第 1 項の規定の適用を受けない土地の区域について行うことができます。これらの規定が適用される土地は、法により土壌汚染状況調査の実施が義務付けられているため、これらの規定が優先されます。

なお、これらの規定による土壌汚染状況調査の義務が発生する前の土地（例：有害物質使用特定施設の使用が廃止されていない時点における当該有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地である土地）については、申請の対象となる場合もあります。詳しくは、いわき市へご相談下さい。

【法により土壤汚染状況調査の実施が義務付けられている場合】

条文	契機
法第3条第1項	有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき
法第3条第8項	法第3条第1項ただし書確認に係る土地において900㎡以上の土地の形質の変更の届出を行ったとき
法第4条第3項	一定の規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあるといわき市長が認めたとき
法第5条第1項	土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあるといわき市長が認めたとき

② 申請者について

申請者は、「土地の所有者等」です。

また、本条の申請を行う場合には、申請を行おうとする土地の所有者等以外の所有者等がいる場合には、その全員の合意が必要となります。

※土地の所有者等とは、土地の所有者、管理者、占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し、調査・申請の実施主体として最も適切な一者に特定されるもので、通常は土地の所有者が該当します。